⑶　参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法
受領期限　令和７年８月４日16時00分まで
提出場所　〒163―1382 東京都新宿区西新宿６－５－１　新宿アイランドタワー18階　独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　技術監理部　企画第１課　電話03―5323―6557
提出方法　あらかじめ提出予定日の２営業日前までに提出日時を担当者と調整のうえ、持参すること。郵送（書留郵便等の配達記録の残るものに限る。）の場合は提出場所を宛先とし、提出期間内必着とする。
⑷　技術提案書の受領期限並びに提出場所及び方法
受領期限　令和７年10月６日16時00分まで
提出場所及び提出方法　⑶に同じ。
6　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　契約保証金　請負代金額の10分の１以上を納付。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
⑶　契約書作成の要否　要
⑷　関連情報を入手するための照会窓口　5⑴に同じ。
⑸　2⑴⑤に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業又は2⑵②に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていないもの（一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員とする場合を含む。）も5⑶により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。
⑹　詳細は掲示文兼説明書による。
7　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Seiji Izoe, Director General of East Japan Rental Housing Office, Urban Renaissance Agency.
⑵　Classification of the services to be procured : 42
⑶　Subject matter of the contract : Design Works for Building in Tajima Housing Complex.
⑷　Time-limit to express interests : 4 : 00 P.M. 4 August 2025
⑸　Time-limit for the submission of proposals : 4 : 00 P.M. 6 October 2025
⑹　Contact point for documentation relating to the proposal : Procurement Management Division, General Affairs Department, East Japan Rental Housing Office, Urban Renaissance Agency, 6―5―1, Nishishinjuku Shinjuku-ku, Tokyo 163―1382 TEL 03―5323―4906

# 資　　格

## 競争参加者の資格に関する公示

北海道開発局札幌開発建設部が発注する石狩川改修附帯工事の内　北村幹線揚水機場機械設備製作据付工事は、特定建設工事共同企業体が競争に参加できることとし、当該共同企業体の資格審査に関し、その基本となるべき事項並びに申請の時期及び方法等について予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第72条第４項の規定に基づき、次のとおり公示する。
令和７年７月18日
北海道開発局長　遠藤　達哉
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01
1　工事名　石狩川改修附帯工事の内　北村幹線揚水機場機械設備製作据付工事（電子入札及び電子契約対象案件）
2　工事場所　北海道岩見沢市
3　工事内容　本工事は、北村幹線揚水機場の揚水ポンプ設備の製作・据付を目的として工事を行うものである。
１）主ポンプ設備　製作・据付（横軸両吸込渦巻ポンプ　口径　800㎜、吐出量1.33㎥／ｓ）Ｎ＝２台
２）主原動機設備　製作・据付（防滴保護巻線形三相誘導電動機　出力　190kW）Ｎ＝２台
３）操作制御設備　製作・据付（屋内閉鎖自立形）Ｎ＝１式
4　工事区分　機械装置
5　資格審査申請書の受付期間及び受付場所
⑴　受付期間　令和７年７月18日から令和７年９月２日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。
なお、令和７年９月３日以降（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時まで審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
⑵　受付場所　〒060―8511 札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎　北海道開発局事業振興部工事管理課（電話011―709―2311内線5480）
6　共同企業体の構成員の数、資格要件等
⑴　構成員の数は、２又は３社とする。
⑵　構成員の組合せは、北海道開発局における工事区分「機械装置」に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記６⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から決定を行う日までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑸　各構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。
ア　発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が５年以上あること。ただし、発注工事と同種の工事について相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を受けてからの営業年数が５年未満であっても、これを同等として取り扱うことができるものとする。
イ　単体及び特定建設工事共同企業体の代表者については、平成22年度以降に下記㋐、㋑及び㋒の要件を満たす主ポンプ設備の製作及び据付を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
製作と据付は同一工事でなくてもよい。
ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、平成22年度以降に、排水機場又は揚水機場機械設備の製作及び据付を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
製作と据付は同一工事でなくてもよい。
㋐　排水機場又は揚水機場のポンプ設備であること。
㋑　主ポンプの形式が横軸渦巻であること。
㋒　１台当たりのポンプの吐出量が0.67㎥／ｓ以上であること。
なお、当該実績が北海道開発局、国土交通省大臣官房官庁営繕部及び地方整備局が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が65点未満であるものを除く。
また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、札幌開発建設部総合評価審査委員会における審査の結果、同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、参加を認める。
ウ　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事の現地での据付期間に専任で配置できること。
現地での据付期間は、令和８年11月１日から令和９年５月31日までを予定する。
工場製作期間に配置する技術者については、同一工場内における他の工事との兼任を認めることとし、現地での据付期間に専任で配置する技術者と同一でなくてもよい。